

平成30年度維持管理状況に関する情報（一般廃棄物最終処分場）

施設の名称	長泉町一般廃棄物最終処分場	
施設の種類	一般廃棄物最終処分場	
施設の場所	静岡県駿東郡長泉町東野374-12	
施設の概要	埋立面積(m ²)	10,394
	埋立容量(m ³)	42,008
残余埋立容量(m ³) 平成29年度末時点		26,321.30

[illegible]

平成30年度長泉一般廃棄物最終処分場【地下水等検査項目】

上段:採水年月日、下段:測定結果が得られた日

[illegible]

平成30年度長泉一般廃棄物最終処分場【放流水等検査項目】

上段:採水年月日、下段:測定結果が得られた日

[illegible]

平成30年度長泉一般廃棄物最終処分場 地下水質基準 分析結果（年1回項目）

検査項目	単位	上流井戸 分析結果	下流井戸 分析結果	基準値
アルキル水銀	mg/l			検出されないこと。
総水銀	mg/l			1リットルにつき0.0005ミリグラム以下
カドミウム	mg/l			1リットルにつき0.01ミリグラム以下
鉛	mg/l			1リットルにつき0.01ミリグラム以下
六価クロム	mg/l			1リットルにつき0.05ミリグラム以下
砒素	mg/l			1リットルにつき0.01ミリグラム以下
全シアン	mg/l			検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l			検出されないこと。
トリクロロエチレン	mg/l			1リットルにつき0.01ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	mg/l			1リットルにつき0.01ミリグラム以下
ジクロロメタン	mg/l			1リットルにつき0.02ミリグラム以下
四塩化炭素	mg/l			1リットルにつき0.002ミリグラム以下
1・2—ジクロロエタン	mg/l			1リットルにつき0.004ミリグラム以下
1・1—ジクロロエチレン	mg/l			1リットルにつき0.1ミリグラム以下
1・2—ジクロロエチレン	mg/l			1リットルにつきシス—1・2—ジクロロエチレン及び トランス—1・2—ジクロロエチレンの合計量0.04ミリグラム以下
1・1・1—トリクロロエタン	mg/l			1リットルにつき1ミリグラム以下
1・1・2—トリクロロエタン	mg/l			1リットルにつき0.006ミリグラム以下
1・3—ジクロロプロペン	mg/l			1リットルにつき0.002ミリグラム以下
チウラム	mg/l			1リットルにつき0.006ミリグラム以下
シマジン	mg/l			1リットルにつき0.003ミリグラム以下
チオベンカルブ	mg/l			1リットルにつき0.02ミリグラム以下
ベンゼン	mg/l			1リットルにつき0.01ミリグラム以下
セレン	mg/l			1リットルにつき0.01ミリグラム以下
1・4—ジオキサン	mg/l			1リットルにつき0.05ミリグラム以下
クロロエチレン	mg/l			1リットルにつき0.002ミリグラム以下
亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l			1リットルにつき10.00ミリグラム以下
ふっ素及びその化合物	mg/l			1リットルにつき0.80ミリグラム以下
ほう素及びその化合物	mg/l			1リットルにつき1.00ミリグラム以下
ダイオキシン類	pg/l			1リットルにつき1.00ピコグラム以下
備考				
「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。				

平成30年度長泉一般廃棄物最終処分場 放流水排水基準 分析結果（年1回項目）

検査項目	単位	分析結果	基準値
アルキル水銀化合物	mg/l		検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l		1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下
カドミウム及びその化合物	mg/l		1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム以下
鉛及びその化合物	mg/l		1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下
有機リン化合物	mg/l		1リットルにつき1ミリグラム以下
六価クロム化合物	mg/l		1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下
砒素及びその化合物	mg/l		1リットルにつき砒素0.1ミリグラム以下
シアン化合物	mg/l		1リットルにつきシアン1ミリグラム以下
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l		1リットルにつき0.003ミリグラム以下
トリクロロエチレン	mg/l		1リットルにつき0.1ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	mg/l		1リットルにつき0.1ミリグラム以下
ジクロロメタン	mg/l		1リットルにつき0.2ミリグラム以下
四塩化炭素	mg/l		1リットルにつき0.02ミリグラム以下
1・2―ジクロロエタン	mg/l		1リットルにつき0.04ミリグラム以下
1・1―ジクロロエチレン	mg/l		1リットルにつき1ミリグラム以下
シス―1・2―ジクロロエチレン	mg/l		1リットルにつき0.4ミリグラム以下
1・1・1―トリクロロエタン	mg/l		1リットルにつき3ミリグラム以下
1・1・2―トリクロロエタン	mg/l		1リットルにつき0.06ミリグラム以下
1・3―ジクロロプロペン	mg/l		1リットルにつき0.02ミリグラム以下
チウラム	mg/l		1リットルにつき0.06ミリグラム以下
シマジン	mg/l		1リットルにつき0.03ミリグラム以下
チオベンカルブ	mg/l		1リットルにつき0.2ミリグラム以下
ベンゼン	mg/l		1リットルにつき0.1ミリグラム以下
セレン及びその化合物	mg/l		1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下
1・4―ジオキサン	mg/l		1リットルにつき0.5ミリグラム以下
ダイオキシン類	pg/l		1リットルにつき10ピコグラム以下
ぼう素及びその化合物	mg/l		1リットルにつき10ミリグラム以下
ふっ素及びその化合物	mg/l		1リットルにつき8ミリグラム以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l		1リットルにつき100ミリグラム以下
水素イオン濃度(水素指数)	mg/l		海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	mg/l		1リットルにつき60ミリグラム以下
化学的酸素要求量	mg/l		1リットルにつき90ミリグラム以下
浮遊物質量	mg/l		1リットルにつき60ミリグラム以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/l		1リットルにつき5ミリグラム以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/l		1リットルにつき30ミリグラム以下
フェノール類含有量	mg/l		1リットルにつき5ミリグラム以下
銅含有量	mg/l		1リットルにつき3ミリグラム以下
亜鉛含有量	mg/l		1リットルにつき2ミリグラム以下
溶解性鉄含有量	mg/l		1リットルにつき10ミリグラム以下
溶解性マンガン含有量	mg/l		1リットルにつき10ミリグラム以下
クロム含有量	mg/l		1リットルにつき2ミリグラム以下
大腸菌群数	mg/l		1立方センチメートルにつき日間平均3,000個以下
窒素含有量	mg/l		1リットルにつき120(日間平均60)ミリグラム以下
磷含有量	mg/l		1リットルにつき16(日間平均8)ミリグラム以下
備 考			
1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。			
2 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。			
3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。			
4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。			
5 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。			